平成二十三年度

第八十四回

不京都港湾審議会議事録

平成二十三年十 一月十 一日(金) 都庁第二本庁舎三十 一階特別会議室二十七

次

第

審議事項

開

会

東京海洋大学理事・副学長 日本機械輸出組合 公立大学法人首都大学東京理事長 (社) 日本港湾協会副会長 部会・貿易業務グループリーダー 識 験 者 髙 苦 Ш 本 嶋 瀬

宏宏

ジャーナリスト・環境カウンセラー 明治大学農学部教授 東京大学大学院教授 政策研究大学院大学教授 青山学院大学経営学部教授 元(財) 東京都公園協会西部支社長 倉 清 \equiv 下 本 村 水 地 村 田 政 優美子(欠席) 仁(欠席) 茂 子 宣 男(欠席) 雄

(社) 東京港運協会会長 - 港湾・海上公園利用者 鶴 尚 元 秀

東京湾海難防止協会特別参与 東京港定航船主会会長

竹

武

澤 内

征(欠席)

義 秀 尚 典

之(欠席)

田 田

邊

夫

中

稔(欠席)

東京倉庫協会会長

東京港湾労働組合連合会副執行委員長

(社) 東京都レクリエーション協会副会長

全日本海員組合関東地方支部長

安 丸 池 都 山谷 斉

都民公募 都民公募

杉

田

研

礼

子 正

六

閉

会

(2) 京浜港の総合的な計画について

①第三十回港湾環境整備負担金部会の報告

兀 三

東京都副知事挨拶

申

(3)東京都海上公園計画の変更(案) (2)東京港港湾計画の軽易な変更(案) ①東京港港湾計画の一部変更(案)

五.

報告事項

港湾区域に隣接する特別区の区長

中央区長

品川区長

濱 Щ 武 矢

健(代理) 明(代理)

原

忠

義(代理)

﨑 井

孝

昭(代理) 英(代理)

田

江東区長 港区長

大田区長

出 経 席 者 弘 康 博

-1-

——————————————————————————————————————	江戸川区長	
	多	
	田	
	正	

見(代理)

東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 東京都議会議員 鈴 山 田 尚 﨑 中 木 田 沢 あきまさ 眞理子 輝 健 昇

藤 井

関係行政機関の職員 森 保 川 三和子(欠席) 卓 也(代理)

神 下 谷 田 俊 修(代理) 隆広

木

基

久(代理)

関東地方整備局長

東京税関長

東京都議会議員

関東運輸局長

警視庁交通部長 東京海上保安部長

東

京 都 職

員 田井 寬 敬 司

副知事

港湾局長

笹平石石小黒前中 田山原宮 明 清 三

田

港湾経営部長

総務部長

大 大 笹 盆 田 川 夫元夫二久志夫之宏三

達

也

開発調整担当部長

港湾経営改革担当部長

離島港湾部長

港湾整備部長 臨海開発部長

計画調整担当部長

企画担当課長

開 (午後三時

〇松本企画担当課長 数名遅れている委員の方がいらっしゃい ますけれども、 回東京都港湾審議会を開会させていただきます。 定刻となりましたので、ただいまから第八十四

きまして、 委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただ 誠にありがとうございます。

たします。 の松本が進行役を務めさせていただきます。 よろしくお願いい 議事に入りますまで、しばらくの間は、 私 総務部企画担当

程度を予定しております。 本日の審議会でございますが、 所要時間は約 一時間三十分

ちらにつきましてもあわせてご了承のほどよろしくお願いいた します。 なお、本審議会は公開とさせていただいておりますので、こ

げます。 議事に入ります前に、本日の委員の出席状況をご報告申し上

立いたしております。 おりまして、定足数を満たしております。本審議会は有効に成 に代理出席の方も含めまして二十九名の方にご出席いただいて ただいま、本審議会三十七名の委員に対しまして、委員並び

計画の一部変更(案)について 書の写し、資料1―1「東京港港湾計画書― 一部変更―」、資料 港湾計画書―軽易な変更―」、資料2―2「東京港港湾計画資料 湾審議会委員名簿」、本日の審議をお願いいたします三件の諮問 きまして、ご確認をお願いいたします。「会議次第」、「東京都港 1—2「東京港港湾計画資料— それでは、お手元に配付させていただいております資料につ 一部変更—」、資料 1— 3「港湾 【概要】」、資料2-1「東京港

環境整備負担金部会の報告」、 資料 5― 1「京浜港の総合的な計 いて」、資料3「東京都海上公園計画の変更(案)」、資料4「港湾 −軽易な変更─」、資料2─3「港湾計画の軽易な変更(案)につ 【概要版】」、資料 5―2「京浜港の総合的な計画」でござい

表」、「東京都港湾審議会条例」、「東京港便覧」を配付しておりま これに加えまして、参考資料といたしまして、本日の「座席

さい。よろしいでしょうか。 資料の不足等がございましたら、事務局までお申しつけくだ

内を申し上げます。 なお、お手元にございますマイクの操作について簡単にご案

すと、ボタンの部分とそれからマイクの先端部分が赤く点灯い 中央の下側だと思いますけれども、こちらを押していただきま たしますので、その後、お話をいただきたいと思います。 ご発言の際でございますが、手前のマイクスタンドのボタン

度手前のボタンを押していただきますと赤 いランプは消えます ので、よろしくお願いいたします。 なお、ご発言が終わりましたら、お手数でございますが、再

新任委員の紹介

〇松本企画担当課長 それでは、早速議事のほうに入らせていた だきたいと思います。

髙橋会長、よろしくお願いいたします

○髙橋会長 皆さん、こんにちは。お忙しい中お集まりいただき まして、誠にありがとうございます。私、高橋宏と申しまして、 ただいま港湾審議会の会長を仰せつかっております。よろしく

お願いいたします

で、事務局からご紹介をお願いいたします。 本日は、前回の審議以降、委員の方の交代がございましたの それでは、座って議事進行をさせていただきたいと思います。

〇松本企画担当課長 それでは、新たにご就任いただいた委員の ございますが、私のほうからご紹介をさせていただきたいと存 方々につきまして、お手元の委員名簿に従いまして、僣越では

された方でございます。 お手元の名簿に星印が ついている方が、今回から新たに就任

まず、港湾・海上公園利用者の方々からご紹介いたします。 田邊典夫委員でございます。

席とのご連絡を受けてございます それから、田中稔委員でございますが、本日は所用のため欠

次に、東京都都議会議員の方々でございます。

岡田眞理子委員でございます。

山崎一輝委員でございます。

鈴木あきまさ委員でございます。

次に、関係行政機関の方々でございます。

森川卓也委員でござ います。

恩田隆委員でございます。

以上で、新たにご就任いただいた方々の委員のご紹介を終わ

引き続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

らせていただきます。

副知事の村山でございます。

港湾局長の中井でございます。

港湾局技監の前田でございます。

総務部長の黒田でございます。

港湾経営部長の小宮でございます。

審議事項

①東京港港湾計画の一部変更(案)

②東京港港湾計画の軽易な変更

(案

③東京都海上公園計画の変更(案)

います。

一部問書の写しを皆様方のお手元に資料として配付してござの髙橋会長(それでは、諮問事項の審議に入らせていただきます。

> ます。 す。恐れ入りますが、着席して説明させていただきたいと思い

を説明させていただきます。 まず、東京港港湾計画の 一部変更(案) につきまして、概要

す。 ち、資料1―3のA三資料を用いまして説明させていただきまち、資料1―3のA三資料を用いまして説明させていただきま、 お手元に配付してあります資料1―1から資料1―3のう

港湾法の改正に伴うものでございます。 まず、今回の 一部変更は、本年三月末に成立いたしました

単にご説明いたします。
一の背景でございますが、ここでは改正港湾法の概要を簡

でございます。
今回の一部変更に関係している改正内容は、大別して三つ

①が港湾の港格の見直しです。

要港湾の名称が国際拠点港湾に改められました。戦略港湾を港湾法上の港格として位置づけるとともに、特定重したが、我が国港湾の国際競争力を強化するため、新たに国際これまで特定重要港湾、重要港湾と地方港湾という三区分で

られております。
て国際コンテナ戦略港湾に国土交通省から選定され、位置づけて国際コンテナ戦略港湾に国土交通省から選定され、位置づけ東京港は、昨年8月に、川崎港、横浜港とともに京浜港とし

に関する事項が追加されました。
次に、②の港湾計画の策定項目として、港湾の効率的な運営なお、神戸港、大阪港の阪神港も同様でございます。

的な運営に関する事項として記載します。的に港湾運営会社の運営の対象となるふ頭の範囲を港湾の効率民間の能力を活用し、港湾の効率的な運営を行うため、将来

二月から施行予定となっております。
③の港湾運営会社制度の創設ですが、これは平成二十三年十

した。 た低 コストで高質なサービ スの実現を目的に制度が創設されまた低 コストで高質なサービ スの実現を目的に制度が創設されま、港湾運営に民の視点を導入し、より ユーザー ニーズ に対応し

ぶ頭等を 一体的に運営する株式会社でございます。まず、港湾運営会社は、国際戦略港湾等において、コンテナ(□)は、港湾運営会社制度の概要についてでございます。

資金の無利子貸し付けを受けることが可能となります。
この会社は、行政財産の貸し付け、港湾施設の建設に要する

が可能となります。
また、料金決定権を有し、利用者となる船会社等に営業活動

意を得て指定します。 京浜港の場合、この会社は、国土交通大臣が港湾管理者の同京浜港の場合、この会社は、国土交通大臣が港湾管理者の同

概要でございます。 以上が、今回の港湾計画の 一部変更の背景、改正港湾法の

参考としてご覧いただければと思います。運営会社の制度の概要を添付しておりますので、これは後ほど、次ページのA四の参考資料に、港湾の港格の見直し及び港湾

についてご覧いただけますでしょうか。 戻りまして、資料1―3の右側の港湾計画の一部変更(案)

(一)変更理由でございます。

効率的な運営を特に促進する区域を計画いたします。地区、南部地区、中部地区、東部地区及び中央防波堤地区に、民間の能力を活用し、港湾の効率的な運営を行うため、内港

次に、(二)変更内容でございます。

率的な運営に関する事項を計画いたします。 改正港湾法で港湾計画に位置づけることとなった港湾の効

効率的な運営を特に促進する区域として計画し、港湾計画図にロールオフ船により運送される貨物を取り扱うふ頭について、具体的には、一覧表のとおり、コンテナ船及びロールオン・

は青囲みで表示いたします。

ますでしょうか。三枚目でございます。添付してありますA三の東京港港湾計画図をご覧いただけまた、この区域は、計画施設も対象となります。

央防波堤外側ふ頭、新海面処分場ふ頭でございます。頭の南側部分、大井ふ頭、青海ふ頭及び現在、新規整備中の中頭の南側部分、大井ふ頭、青海ふ頭及び現在、新規整備中の中具体的なふ頭として、コンテナふ頭は、図面左上より品川ふ

ナ。 洲ふ頭及び現在新規整備中の中央防波堤内側のふ頭でございま) り品川ふ頭の北側部分、十号地その二・西ふ頭、十五号地・若り品川ふ頭の北側部分、十号地その二・西ふ頭は、図面の左上よ

ます。 る、将来的に港湾運営会社が運営することとなるふ頭でございる、将来的に港湾運営会社が運営することとなるふ頭でございこれらのふ頭が、港湾の効率的な運営に関する事項に該当す

でございます。 右下の②港湾運営会社による運営の対象となるふ頭の範囲お手数ですが、資料1―3にお戻りいただけますでしょうか。

当面の港湾運営会社による運営の対象といたします。一第一項の規定により、行政財産である以下の港湾施設を、の状況及び利用実態等を考慮した上で、港湾法第四十三条の十効率的な運営を特に促進する区域、上記①のうち、港湾施設

の三地区を対象としております。
ナふ頭九百九十メートル、青海コンテナふ頭八百七十メートル域のうち、品川コンテナふ頭五百五十五メートル、大井コンテ具体的には、②の表にありますように、①の表で計画した区

と存じます。 湾計画資料に記載されております。後ほどご確認いただければ 以上の内容が、資料1―1、港湾計画書及び資料1―2、港

以上が、港湾計画の一部変更の概要でございます。

明させていただきます。 続きまして、港湾計画の軽易な変更(案) について概要をご説

きます。 ち、資料2―3のA三の資料を用いましてご説明させていただち、資料2―3のA三の資料を用いましてご説明させていただった。

まず、資料の左側の位置図をご覧ください。

ルの海上公園でございます。 井ふ頭の南西、昭和島の西側部に位置する面積〇・四 ヘクター昭和島南緑道公園は、東京港港湾計画の南部地区に属し、大

。
右側に行きまして、港湾計画の変更内容についてでございま

でございます。

一次では、一)港湾環境整備施設計画の変更でございます。

一でできいます。

一でできいます。

一でできいます。

一でできいます。

一でできいます。

一でできいます。

一でできいます。

一でできいます。

一でできいます。

一つできれるものを

一つできれるものを

一つできれると

ででできれると

でできれると

できれると

計画の当該部分を廃止・削除するものでございます。立公園として管理運営されていきますので、港湾環境整備施設昭和島南緑道公園は、地元大田区への移管に伴い、今後は区

次に、(二)土地利用計画の変更です。

ものを緑地と位置づけております。さきにご説明しました港湾環境整備施設として計画されている土地利用計画の区分には、緑地とその他緑地がありまして、

類整理しております。境の整備という目的から関係が薄いものはその他緑地として分また、都市公園などとして計画・整備・運営され、港湾の環

理するものでございます。今回の変更は、昭和島南緑道公園をその他緑地として分類整

存じます。 画資料に記載されております。後ほどご確認をいただければと画資料に記載されております。後ほどご確認をいただければと

います。よろしくお願いいたします。 以上が、港湾計画の 一部変更及び軽易な変更の概要でござ

〇石原臨海開発部長 臨海開発部長の石原でございます。

してご説明をさせていただきたいと存じます。きましてご説明を申し上げます。恐縮でございますが、着席を私からは、諮問事項三の東京都海上公園計画の変更(案) にっ

問させていただくものでございます。本件は、東京都海上公園条例第六条第三項に基づきまして諮

いと存じます。 資料 3「東京都海上公園計画の変更(案)」をご覧 いただきた

いただく案件は三件でございます。 表紙をめくっていただくと目次がございます。本日、ご審議

ご覧ください。 一ページ目の案件位置図を一枚めくっていただきまして、 一ページ目の案件位置図を

既定計画の廃止でございます。と、大田区にございます昭和島南緑道公園及び大森緑道公園の中央区及び江東区にまたがる春海橋公園の既定計画の変更

ついて若干説明をさせていただきます。いずれも海上公園の区への移管でございますので、その経緯に本日、ご審議いただきます三つの案件の事由でございますが、

海上公園の区への移管に関しましては、十二ページの参考資

が整いました三公園の移管を行いたいと考えております。話し合いを重ねまして、このたび、中央区及び大田区との協議答申をいただいたところでございます。これをもとに関係区と新たな管理主体について、その考え方と移管の基準についてごども、平成十七年二月の港湾審議会におきまして、海上公園の料にございますが、ちょっとご覧いただきたいと思いますけれ

の変更をお諮りするものでございます。したがいまして、これに先立ち、都立海上公園としての計画

それでは、具体的に申し上げたいと存じます。

-ジにお戻りいただきたいと存じます。 まず、 一番の春海橋公園でございますが、恐縮ですが二ペ

タールで、赤色で今回廃止区域を示してございます。管して区の公園とする地域は、中央区晴海二丁目の三・六へクります計画面積六ヘクタールの公園でございます。 このうち移春海橋公園は、中央区晴海二丁目と江東区豊洲二丁目にまたがこれは春海橋公園の既定計画を変更するものでございます。

タール、総面積二・四ヘクタールの規模となります。──その結果、春海橋公園は陸域二ヘクタール、水域○・四ヘク

。三ページには図面、四ページには航空写真を示してございま

をご覧ください。 次に、二番目の昭和島南緑道公園でございますが、五ページ

が既定計画廃止区域となります。近隣の子供たちの遊び場として利用されております。赤色部分タールの公園でございます。公園中央に築山がございまして、昭和島南緑道公園は、平和島運河に面した計画面積〇・四へク昭和島南緑道公園の既定計画を廃止するものでございます。

. ^ ページには図面、七ページには航空写真を示してございま

くごさい。 次に、 三番目の大森緑道公園でございますが、 八ページをご

色の部分が既定計画廃止区域となります。 りまして、近隣住民の方々の散歩等に利用されております。 赤でございます。 運河沿いの長い水辺のプロムナードとなってお緑道公園は、平和島運河に面した計画面積 一 ヘクタールの公園 大森緑道公園の既定計画を廃止するものでございます。 大森

. 九ページには図面、十ページには航空写真を示してございま

して今後管理していくこととなります。が、昭和島南緑道公園及び大森緑道公園は大田区が区立公園とが、昭和島南緑道公園及び大森緑道公園は大田区が区立公園とつきましては、春海橋公園は中央区

話ししましたとおり、緑地からその他緑地に変更いたします。南緑道公園につきましては、先ほど港湾計画の軽易な変更でおすた、区移管に伴う港湾計画の変更につきましては、昭和島

画の変更はございません。して、都市機能用地としての位置づけがあることから、港湾計事業という新たなまちづくりの中で整備された土地でございままた、春海橋公園の陸側部分につきましては、土地区画整理

ので、港湾計画に係る変更はございません。
大森緑道公園につきましては、港湾計画の区域外にありますを港湾局が所有することから、港湾計画の変更はございません。岸の機能を有する多機能な親水緑地として整備され、その底地また、水際沿い五十メートルの部分につきましては、防潮護

説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。 ますので、ご参考にしていただければと存じます。 なお、東京都海上公園計画の総括表が十 一ページにござい

髙橋会長のありがとうございました。

かかでございますか。 見、ご質問などがございましたらお伺いしたいと思います。 いの髙橋会長 ただいまの説明二件につきまして、皆様方からご意

断木先生。

非常に大勢のお客様が区外からもお見えになっております。大森は海苔のふるさとですから、ふるさと館などもありまして、大田区が大森ふるさとの浜辺につながる遊歩道的ない。大田区が大森ふるさとの浜辺につながる遊歩道的ない。大田区が大森ふるさとの浜辺につながる遊歩道的ない。大田区が大森ふるさとの浜辺につながる遊歩道的ない。大田区では、今の昭和島の南緑道公園と、それから鈴木委員 一言意見、若干質問させていただきたいと思って

そういうような意味合いにおきまして、区が主体的に、一つの公園エリアでございますので、ふるさとの浜辺公園の、これは大田区に移管されて一体的に管理をして、これから利用されるというのは非常にいいことだというふうに思っております。 ここのすぐ裏に住んでいるものですから、普段から、この私、ここのすぐ裏に住んでいるものですから、普段から、この私、ここのすぐ裏に住んでいるものですから、普段から、この私、ここのすぐ裏に住んでいるものですから、普段から、この私、ここのすぐ裏に住んでいるものですから、普段から、この私、ここのすぐ裏に住んでいるものですから、普段から、この私、ここのすぐ裏に住んでいるものですから、普段から、この本道公園が指定管理者制度に移行されまして、夏、大分緑が生い茂ったりしているそれの伐採等々とか、管理もちょっとかゆい茂ったりしているそれの伐採等々とか、管理もちょっとかゆいだったりにあることでは、当時をしているの公園エリアでございますので、ふるさとの浜辺公園の。これの公園エリアでございますので、からというように思っております。

状況だと思うんですよ。今後は、この整備をするのは基本的にいたんですがまだ三分の一ぐらいしかそれが終わっていないからいろいろ浸透性のある舗装というか整備をしていただいてただ、残念なのは、この緑道公園、ずっと舗装ですとかそれ

すが、今回の変更については大賛成でございます。いうのはどうなるのか、一点だけ質問をしておきたいと思いまいうような思いがあるんですが、その辺の谷後の、現在、整備いうような思いがあるんですが、その辺の今後の、現在、整備は田区の責任で整備するというようなことになるので、できは大田区の責任で整備するというようなことになるので、でき

○髙橋会長 ありがとうございました。

それでは、石原さん。

終了しているという状況のようです。
○石原臨海開発部長 緑道公園につきましては、遊歩道の舗装は

ていただきたいと思います。
今後、区と打ち合わせをしまして、遺漏のないよう進めさせ

どうぞ、田中先生。
○髙橋会長 よろしゅうございますか、鈴木さん。

○田中委員がすみません、二点質問です。

一点目が、港湾運営の管理者制度というのが二十三年十二月から施行されるということなんですが、これは昨年も京浜港の総合的な計画の中でずっと議論されてきて、流れとしては、この運営会社をつくるというような話であったと思うんですが、この連営会社をつくるというような話であったと思うんですが、その進捗状況をまたスケジュール的なものは書いていないので、おらにそれが横にできたけれども、今後、どのように進んでいくかと制度自体はできたけれども、今後、どのように進んでいくかというのをお聞きしたいのが一点であります。

るのか、このような小さな公園が、東京都が管理している、もするのはいいことだと思うんですが、残りどのような公園があ変小さな公園が区に移管されて、総合的に区がそれぞれ計画を一点目が、海上公園の話なんですが、私もこの海上公園等大

その二点をお聞きしたいと思います。しくは港湾局が管理しているのであるのか。

○髙橋会長(どうもありがとうございました。

ございます。○笹川港湾経営改革担当部長の笹川で

おりません。想定はしております。

準湾会社が必ず指定されるというような状況にはまだなっては、

準湾法の改正についてでございますけれども、今の時点では、

港湾運営会社につきましてご説明を申し上げます。

中請を受け付けるというようなことになります。 スケジュール等についてでございますけれども、港湾運営会社の指定を受けつけるということになります。この間に申請がなかったを受けつけるということになります。この間に申請がなかった場合には、もしくは指定を行わないこととした場合には、京浜場合には、もしくは指定を行わないこととした場合には、京浜場合には、もしくは指定を行わないこととした場合には、京浜場合には、もしくは指定を行わないこととした場合には、京浜場合には、もしくは指定を行わないこととの間に申請がなかった。 カール等についてでございますけれども、港湾運営会スケジュール等についてでございますけれども、港湾運営会のような重要にあります。

この特例運営会社の申請期間は、平成二十五年の三月までの

年間を想定しております。

となるということが予定されております。 にはこれらが統合いたしまして、京浜港で 一つの港湾運営会社また、特例港湾運営会社は時限措置でございまして、最終的

ふうに想定をしております。
なお、この期限につきましては、平成二十八年の三月という

以上でございます。

〇髙橋会長 よろしゅうございますか。

〇石原臨海開発部長 私のほうから、海上公園の関係、お答えし

思います。 思います。 とか、隣接する公共施設と一体的管理が望ましい公園で住宅地に隣接しており、市街地化された地域の公園であること、それから三つ目が、湾岸道路海側地域内の公園で近隣住民等の利用が主体の公園であるとか区の施設が設置されている公園であるとか、隣接する公共施設と一体的管理が望ましい公園などについが俎上に上ってくるかなということでご理解いただきたいと思います。

○髙橋会長 ほかに何かございませんか。

どうぞ。

○下保委員(代理 吉永関東地方整備局副局長) 関東地方整備

いうふうに思っております。一部変更の内容についてご意見、ご質問を申し上げたいと

と、こういうことになろうかと思っています。 ということで、国内の貨物を集めてここから国際の船に乗せるがな運営を特に促進する区域、これを定めるというような位置的な運営を特に促進する区域、これを定めるというような位置、 まずでございます。 そうした中で、東日本の貨物を集めてくる、 まずでございます。 そうした中で、東日本の貨物を集めてくる、 まずでいます。 国際的なコンテナが略港湾にいるための 一番目の手続として効率と、こういうことになろうかと思っています。

号ふ頭、これは今回、この区域に入っておりませんが、本来、しています大井ふ頭についてでございますけども、この中の八そうした中で、東京港の基幹的なコンテナふ頭の役割を果た

国際戦略港湾の提案書とか、あるいは規定の港湾計画等の中で国際戦略港湾の提案書とか、あるいは規定の港湾計画等の中で国際戦略港湾の提案書とか、あるいは規定の港湾計画等の中で国際戦略港湾の提案書とか、あるいは規定の港湾計画等の中で国際戦略港湾の提案書とか、あるいは規定の港湾計画等の中で国際戦略港湾の提案書とか、あるいは規定の港湾計画等の中で国際戦略港湾の提案書とか、あるいは規定の港湾計画等の中で国際戦略港湾の提案書とか、あるいは規定の港湾計画等の中で国際戦略港湾の投資

○髙橋会長のりがとうございました。

どうぞ、笹川さん。

いてご説明申し上げます。
域に含まれる理由につきまして、大井の八号バースの状況につ域に含まれる理由につきまして、大井の八号バースの状況につ)笹川港湾経営改革担当部長(効率的な運営を特に促進する区)

門ふ頭を 一括して使用しております。 三業界での共同出資により設立されました会社がこの水産物専産物専門ふ頭として機能しておりまして、水産、港運、冷蔵の現状では、隣接バースとともに背後に冷蔵上屋を抱えます水

れているところでございます。 内航フィーダー需要等に対応する多目的ふ頭として位置づけら港湾計画におきましては、水産品等の外貿貨物及び増大する

る区域への位置づけは見送ることといたしました。ということもございまして、今回は効率的な運営を特に促進すとの間で、将来的な姿についての十分な議論を経る必要がある計画上は水産物ふ頭としての機能も残るため、現在の使用者

○髙橋会長 よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

う位置づけもありますし、全体として国際戦略港湾として進め○下保委員(代理 吉永関東地方整備局副局長) 計画上、そうい

ていますので、よろしくお願いいたします。
中く進めていただいて、早急にこの岸壁の取扱いを位置づけて早く進めていただいて、早常に国際競争もスピード感を持って早にかないかなというふうに思っておりますので、調整をぜひるためには、やっぱりこのフィーダー機能というのは非常に大

○髙橋会長のりがとうございます。

ほかにご意見ございませんか。

崎田先生。

○崎田委員 それぞれ 一点ずつ質問させていただきたいんですが、そういうようなことも国際的な魅力ある港標として、そういう道もあるのではないかという、そういうような検討もあったかと思うんですが、特に今度、三・一一以時かで、例えばエネルギーを供給側に立ってきちんと船舶に対の中で、例えばエネルギーを供給側に立ってきちんと船舶に対の中で、例えばエネルギー自立型というのは大変重要な視点かと降、そういうエネルギー自立型というのは大変重要な視点かと降、そういうエネルギー自立型というのは大変重要な視点かと降、そういうエネルギー自立型というのは大変重要な視点かと解析にあるですが、その辺のことを教えていただければというふ話が出ているか、その辺のことを教えていただければというふ話が出ているか、その辺のことを教えていただければというふ話が出ているか、その辺のことを教えていただければというふ話が出ているか、その辺のことを教えていただければというふ話が出ているか、その辺のことを教えていただければというな話が出ているか、その辺のことを教えていただければというな話が出ているか、その辺のことを教えていただければというないというないというないというないというない。

おります。とで区移管というのは、流れとしては大変いいことだと思ってとで区移管というのは、流れとしては大変いいことだと思ってもう 一点、公園なんですけれども、身近な公園にというこ

よろしくお願いします。

を対していただければ大変られしいと思うんですが、そういうものの区が示してくださっているようなプランとか、そういうものを対ある運営の仕方として何か特徴的に三つの公園でそれぞれを含していただければ大変うれしいと思うんですが、そういう運営していただければ大変うれしいと思うんですが、そういう

○髙橋会長 ありがとうございました。

- こっこっきましてよ、後まど窓合りな十旬り中でご場ちとし質問ということで、 一点目お答えさせていただきます。||一)笹川港湾経営改革担当部長 - エネルギーの供給の関係でのご

○崎田委員 大丈夫です。いろいろとまた考えておられるので安いうことで、再生可能エネルギーの活用ということで太陽光発にらたとで、再生可能エネルギーの活用ということで太陽光発ことを計画の中に一応盛り込ませていただいております。ことを計画の中に一応盛り込ませていただいております。ことを計画の中に一応盛り込ませていただいております。これにつきましては、後ほど総合的な計画の中でご報告をし心いたしました。

○髙橋会長 ありがとうございます。

は思っております。 としても協力できることについては 一緒に考えていきたいと検討されてどうされていくかということだと思いますので、都検討されてどうされていくかということだと思いますので、都のおうなお話だったと思うんですが、一義的には区のほうで○石原臨海開発部長 区〈移管した後の魅力ある管理の仕方と

〇髙橋会長 どうぞ。

ろしくお願いします。何かそういう形があればうれしいなというふうに思います。よ何かそういう形があればうれしいなというふうに思います。よさんがということなんですが、ぜひ温かく見守っていくとか、○崎田委員 ありがとうございます。ぜひ区に移管したら区の皆

○髙橋会長(ありがとうございました。さんいただきまして、誠にありがとうございました。どうもありがとうございます。これで大変貴重なご意見たくほかにご意見ございませんか。

ご異議ございませんか。 につきまして、原案を適当と認めることとしたいと存じます。 につきまして、原案を適当と認めることとしたいと存じます。 の三件 がいまの東京港港湾計画の 一部変更(案)、東京港港湾計

(「異議なし」の声あり)

それでは、原案を適当と認める旨、答申したいと思います。○髙橋会長
ありがとうございました。

答申手続き

○髙橋会長をおけていい。○髙橋会長をおれては、会長の私から答申書を村山副知事にお渡

(答申書に署名

(答申書 手交)

と。 ○髙橋会長 ただいま答申案を村山副知事にお渡しいたしまし

東京都副知事挨拶

○髙橋会長 では、村山副知事からご挨拶を賜りたいと思います。 ○村山副知事 改めまして、東京都の副知事の村山でございます。 この 方、ご指導いただきまして本当にありがとうございます。 一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

にありがとうございました。きました。委員の皆様方にお忙しい中ご審議を賜りまして、誠等の諮問につきまして、原案を適当と認める旨の答申をいただまた、ただいまは髙橋会長から東京港港湾計画の 一部変更また、ただいまは髙橋会長から東京港港湾計画の 一部変更

っているところでございます。 東京港におきましては、三月十一日の大震災以来、やはり東京港の防災性の一層の強化ということが非常に重要な課題東京港の防災性の一層の強化ということが非常に重要な課題東京港におきましては、三月十一日の大震災以来、やはり

あるというふうに考えております。 した中で、東京港を取り巻く状況に的確に対応していく必要が伴う国際的な海上輸送環境が激変をいたしておりまして、そう一方、経済のグローバル化あるいは東アジアの経済成長に

てまいったつもりでございます。ど、多様な機能が充実した東京港の整備を私どもとしては進め都心をはじめとするまちづくり、貴重な水辺空間や海上公園な年を迎えております。これまで港湾施設の整備のほか、臨海副東京港は、今年で昭和六十年の開港以来、七十周年の節目の

力づくりに 一層努めていきたいと思っております。と安らぎを感じて楽しく快適に過ごせる、そういう賑わいや魅きましたご意見を賜りながら、都民や内外からの来訪者が潤い果たしていくとともに、皆様方の貴重なご意見、今日もいただ 今後とも、首都圏四千万人の生活と産業活動に重要な役割を

す。
うお願い申し上げまして、私からのご挨拶にさせていただきまうお願い申し上げまして、私からのご挨拶にさせていただきま後とも東京港の振興発展のために何とぞお力添えを賜りますよ。最後になりましたけれども、ご列席の委員の皆様方には、今

本日はどうもありがとうございました。

○髙橋会長 ありがとうございました。

村山さん、ありがとうございました。のでご了承賜りたいと思います。村山副知事は所用がございますので、これで退席いたします

報告事項

①第三十回港湾環境整備負担金部

会の報告

部会長の川嶋委員からご報告をお願いいたします。第三十回港湾環境整備負担金部会の決議事項につきましての髙橋会長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。

おります川嶋でございます。○川嶋委員 港湾環境整備負担金部会の部会長を仰せつかって川嶋さん、よろしく。

平成二十二年度の第三十回港湾環境整備負担金部会の審議

結果についてご報告を申し上げます。

諮問がございました。 ります負担対象工事の指定につきまして、知事から当審議会にります負担対象工事の指定につきまして、知事から当審議会にかかわ平成二十三年の 一月十八日に港湾環境整備負担金にかかわ

ジがその諮問書でございます。 お手元の資料 4をご覧いただきたいと思いますが、 一ペー

負担対象工事の指定に ついての諮問内容でござ います。 続きまして、 二ページの資料をご覧 いただきた いと思います。

す。 案を適当とする旨、答申いたしましたので、ご報告をいたしまた結果、東京都港湾審議会条例第八条の二に基づきまして、原答申書でございます。部会におきまして慎重に審議を行いまし番後に、三ページをご覧いただきたいと思います。こちらが最後に、三ページをご覧いただきたいと思います。こちらが

ありがとうございました。

○髙橋会長 ご報告ありがとうございました。

す。ご了承賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。ことになっておりますので、これをもって承認したいと思いまの条例によりまして、部会の決議をもって審議会の決議とする、港湾環境整備負担金部会につきましては、東京都港湾審議会

②京浜港の総合的な計画について

○髙橋会長 続きまして、京浜港の総合的な計画について説明を

笹川港湾経営改革担当部長、お願いします。

この場でご報告をさせていただきたいと存じます。 におきまして、京浜港の総合的な計画を策定いたしましたので、〇笹川港湾経営改革担当部長 去る九月九日、京浜港連携協議会

す。 大変恐縮でございますが、着席の上で説明をさせていただき

画の改訂を行う予定でございます。
計画を受け、平成二十五年度末を目途として、それぞれ港湾計ものとして策定をいたしました。東京港、川崎港、横浜港は本ものとして策定をいたしました。東京港、川崎港、横浜港は本 最初に、本計画の位置づけについて申し上げます。

考えておりますので、よろしくお願いいたします。 港港湾計画の改訂検討作業を行っていきたいと考えておりますが、具体的な検討体制等につ か訂作業に当たりましては、本審議会のご指導を受けながら 東京都におきましては、今後、この内容を踏まえつつ、東京

ただきます。お手元、この資料になります。 ますが、本日は資料 5-1 の概要版に基づきご説明をさせていに資料 5-2、京浜港の総合的な計画の本編をお配りしておりに資料 5-1 京浜港の総合的な計画」の概要版並びただきます。

同ビジョンで提示いたしました京浜港の目指すべき将来像の実京浜港の総合的な計画は、平成二十二年二月策定の京浜港共京浜港の総合的な計画とはからご覧いただきたいと存じます。まず、表紙を開いていただきまして、左側の 一ページ、 I、

定する港湾計画の基本となるものでございます。 携協議会において策定した計画であると同時に、各港で今後策たものでございます。本計画は、地方自治法に基づく京浜港連現に向け、平成四十年代前半を目標年次といたしまして策定し

て東日本の住民生活や産業を支えています。東北地方の貨物も京浜港を利用する割合が高く、総合港湾とし四千万人の生活を支える総合物流拠点であると同時に、北海道、次に、Ⅱ、京浜港の現状をご覧ください。京浜港は、首都圏

と低下しております。 と低下しております。 が年、日本からアジア諸との関にお示しいたしますとおり、アジア米国間における日本左の図にお示しいたしますとおり、アジア米国間における日本たの図にお示しいたしますとおり、アジア米国間における日本がの関係がある。 京浜港を取り巻く状況(コンテナ貨物)の下段のしております。 京浜港を取り巻く状況(コンテナ貨物)の下段の一方で、近年、日本からアジア諸国への生産拠点の移転や一方で、近年、日本からアジア諸国への生産拠点の移転や

や青などの色が増えております。ますけれども、平成二十年度ではシェア五十%未満を示す黄色年ではシェア八十%以上を示します赤色が多かったのでございつきましても低下をしております。右側の図のとおり、平成五っきま 東日本発の輸出貨物における京浜港の取扱いシェアにまた、東日本発の輸出貨物における京浜港の取扱いシェアに

として機能強化 への取組が必要になっております。 このような状況に対処するため、京浜港はアジアの拠点港湾

本大震災を踏まえまして、大規模地震災害時における国際物流をいますとおり、具体的には国際基幹航路の維持・拡大やふ頭の目標を設定してございます。右手の黄色い枠の中に掲げてごの目標を設定してございます。右手の黄色い枠の中に掲げてごの目標を設定してございます。右手の黄色い枠の中に掲げてごらに下段の枠内にお示ししてございますが、京浜港共同ビジョンを国際コンテナ戦略港湾の選定を受けまして、本計画では五つたらに下段の枠内にお示ししてございますが、京浜港共同ビジョンを対象がある。

機能の確保などを目標として設定いたしました。

百七十万TEUとすることを目指してまいります。 で四億 一千八百万トンから四億八千二百万トン、コンテナ貨 体で四億 一千八百万トンから四億八千二百万トン、コンテナ貨 体で四億 一千八百万トンから四億八千二百万トン、コンテナ貨 本で四億 一千八百万トンから四億八千二百万トン、コンテナ貨 ます合計欄のとおり、目標貨物量は、平成四十二年には三港全 ます合計欄のとおり、目標貨物量は、平成四十二年には三港全 まで四億 一千八百万トンから四億八千二百五十万から千四 大百六十万TEUとすることを目指してまいります。

現に向けました取組についてご説明申し上げます。 V、実現に向けた基本戦略でございます。ここから目標の実まして、一番左側の三ページをご覧いただきたいと存じます。恐れ入りますが、左右のページをさらにおめくりをいただき

より、コンテナ貨物の集荷力を強化してまいります。航フィーダー輸送、鉄道及びトラックフィーダー輸送の強化にで生産消費されます貨物を主な集荷の対象といたしまして、内まず、コンテナ貨物集荷策の展開といたしましては、東日本

を推進してまいります。に向けた貸付料の柔軟化といった利便性の向上とコスト低減策に向けた貸付料の柔軟化といった利便性の向上とコスト低減策国費導入等による貸付料原価の低減やターミナルの利用促進等ターミナルコストの低減といたしましては、施設整備に係る

まいります。
ては、三港間の横持ちに係る輸送費用の支援などに取り組んで
京浜港の一体化による利用者サービスの向上といたしまし

その右側の四ページをご覧ください。

いたします。さらに、施設の耐震化や災害に強い交通ネットワ携することにより総合港湾としての強みを発揮する施設配置とや既存施設及びこれらの持へポテンシャルを生かしまして、連物流施設配置の基本的な考え方でございますが、三港の特徴

わせ持った施設配置を進めてまいります。ークの構築を図りまして、災害時には三港相互の補完機能をあ

コンテナターミナルの施設配置等について申し上げますと、コンテナターミナルの整備などの取組を進めることとし、中央防波堤外側・新海面処分場におけるコンテナターミナルの整備を進めるとともに、既存の大井・青海ふ頭におけるヤード拡張や岸壁増深など機能強化・再編を行ってまいります。川崎港では、東扇島ふ頭におけるマイナス二十メートル岸壁を横浜港では、南本牧ふ頭におけるマイナス二十メートル岸壁を要するコンテナターミナルの整備などの政組を進めることとしております。

さらに、左側の五ページをご覧ください。

応の方向性をまとめてございます。 ード貨物、その他の在来貨物に分けまして、その貨物ごとに対ジ色の枠内にございますとおり、完成自動車、内貿 ユニットロ公共在来ふ頭の施設配置等でございますが、左上段のオレン

をそれぞれ赤丸と青丸で囲い、お示ししてございます。 その右枠は、内貿 ユニットロードふ頭と完成自動車取扱ふ頭

してまいります。圏との間にさまざまな輸送手段による広域ネットワークを形成す第二東名、首都圏三環状などの整備などによりまして、背後七号の整備促進などによる京浜軸の形成や右側の図にございまるべき姿でございますが、下段左側の図にございます国道三五るべき姿でございますが、下段左側の図にございます国道三五のに、下段にございます三港の連携を強化する交通体系のありに、下段にございます三港の連携を強化する交通体系のありてまいります。

さらに、その右側の六ページをご覧ください。

境対策に取り組んでまいります。
させていただきましたが、再生可能エネルギーの活用などの環対策、下段にございます絵のとおり、先ほどちょっと若干触れ保安対策強化によるセキュリティ水準の高度化などの危機管理加えて、二の広域的な課題への的確な対応といたしまして

―ジをご覧くださいませ。 恐れ入りますが、冊子を閉じていただきまして、裏面の七ペ

効率的な港湾経営を推進するものでございます。 ため、京浜港の 一体的な経営によるスケールメリットを生かし、際戦略港湾として競争力を高め、世界の主要港と対峙していく原、、一体的な経営の推進でございますが、 京浜港が国

お示しいたしました。 直ちに実施した施策、震災を踏まえ、今後も実施すべき施策を すた、下段には、東日本大震災の影響につきまして、震災後

ていただきます。 以上、雑駁ではございますけれども、説明のほうを終わらせ

た質問もございましたらどうぞ。 資料だと思います。それぞれ皆さんご意見ございましたら、ま〇髙橋会長 ありがとうございました。大変よくまとまったいい

何か例えばこの書き方に東京重点で書いているんじゃない

ですね。そういう意見もございましたらどうろいろそういう意見もございましたらどうのとなくその精神を誤解していて、港が横浜も面倒を見ているから東京はほかのことをやれみたいな発言をする人がいるわけですね。そういうものでは私はない。やっぱり京浜三港、しっから東京はほかのことをやれみたいな発言をする人がいるわけですね。そういうものでは私はない。やっぱり京浜三港、しっかり仲良くやっていかないと、この京浜三港は埋没しちゃうださい。近ごろやっぱりこの京浜三港、できたにもかかわらずですね。そういうものでは私はない。やっぱり京浜三港、しっから中良くやっていかないと、港が横浜も面倒を見ているがとれぞれご覧になって、ご感想、ご意見ございましたらどうんそれぞれご覧になって、ご感想、ご意見ございましたらどうんそれぞれご覧になって、ご感想、ご意見ございましたらどうんそれぞれご覧になって、ご感想、ご意見ございましたらどうんそれぞれご覧になって、ご感想、ご意見ございましたらどうんぞれぞれご覧になって、ご感想、ご意見ございましたらどう

誠にありがとうございました。思います。よろしければ、これでご了承賜りたいと思います。よろしゅうございますか。大変に私はよくまとまっていると

終わらせていただきます。 それでは、ほかにご意見ございませんでしたら、報告事項を

議事 の終了

最後に、事務局から連絡事項がありましたらお願いいたし了いたしました。○髙橋会長 それでは、これをもちまして本日の議事は全て終

○松本企画担当課長 それでは、引き続き港湾環境整備負担金の松本企画担当課長 それでは、引き続き港湾環境整備負担金の松本企画担当課長 それでは、引き続き港湾環境整備負担金

○髙橋会長

どうも皆さんありがとうございました。

閉会(午後三時五十八分

| 了 |

-16-